

電子行政・業務改革推進法 モデル法案

第 1 章 総則

第 1 条（目的）この法律は、行政サービス及び行政業務処理に情報通信技術を活用することにより、国民、企業、代理業等（以下、「利用者」という）の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保を実現するために必要な事項を規定する。

第 2 条（適用範囲）行政サービス及び行政業務とは、中央省庁、独立行政法人、地方自治体及びそれらの外郭団体（以下、「行政機関」という）が行うサービス及び業務を指す。

第 3 条（電子行政・業務改革推進にあたっての基本原則）行政機関の長は、電子行政・業務改革を推進するにあたり、以下の基本原則を遵守しなければならない。

1.（利用者の利便性向上）行政機関は、行政サービス及び行政業務処理に情報通信技術を活用する場合、利用者が負担しなければならない時間及び労力を最小化するよう設計しなければならない。そのためには、手続き単位で電子化を図るのではなく、当該行政サービスを利用者が利用する際の一連の行動を可視化し、利用者の視点で最適化を図らなければならない。

2.（行政業務の効率化）行政機関は、行政サービス及び行政業務処理に情報通信技術を活用する場合、必要とする行政コスト（人件費を含む）を最小化するよう設計しなければならない。そのためには、手続き単位で電子化を図るのではなく、当該行政サービスを提供する際の一連の行政内部業務の透明性を高め、最適化を図らなければならない。

3.（行政が保有する情報の公開）行政機関が保有・管理する行政情報のうち国民生活の利益になる情報は、法令の規定により公開が制限される場合を除き、積極的に公開しなければならない。

4.（行政機関間での情報共有と共通コードの導入）行政機関は、特別な事由がある場合を除き、行政機関間で電子的に確認することができる事項について、利用者に証明書等の提出を求めてはならない。

また、全ての行政機関において個人及び企業を一意に特定できる共通コードを全国民・企業に付与し、行政機関間の情報連携の円滑化を図る。その際には、プライバシー、個人情報保護の観点から、行政機関による適切な情報管理のルール策定・監督をするための第三者機関を設置する。

5.（個人情報の有効活用）行政機関が保有・管理する個人情報は、法令の定めに基づき、当事者の承諾のもと、利用者の利便性向上に活用することができる。ただし、その利用（閲覧等を含む）の履歴（利用者、利用目的、利用日時など）に関しては、当事者がインターネット等により随時確認できるようにし

なければならない。

6. (民間ノウハウの活用) 行政機関は、民間事業者のノウハウやサービスを積極的に活用しなければならない。民間事業者への業務委託や SaaS/ASP サービスやパッケージソフトウェアなど、行政が自ら実施するよりも民間のノウハウやサービスを活用したほうが合理的で、行政内部で行うよりコスト削減またはサービスの質の向上が図られる場合は、これを積極的に活用しなければならない。また、そのために業務の標準化や手順の改善が必要な場合は、これを積極的に進めなければならない。

7. (ソフトウェアの重複開発の防止) 行政機関が自らソフトウェアを開発する場合、既に他の行政機関が開発したソフトウェアがあり、その利用が合理的である場合には、新たに重複してソフトウェアを開発しないようにする。また、そのために業務の標準化や手順の改善が必要な場合は、これを積極的に進めなければならない。なお、ソフトウェアの成果物の帰属に関しては、産業技術力強化法(第19条)の趣旨を十分に踏まえて対応するものとする。

第2章 中央省庁及び独立行政法人における電子行政・業務改革の推進

第4条(電子行政推進会議の設置) 総理大臣の直轄機関として電子行政推進会議を設置し、予算権限をもって府省庁・地方自治体横断的に電子行政を推進する。また、同会議の活動を支援するため、常設の実務担当機関として、行政機関及び民間から情報通信技術及び行政実務に精通した専門家を集めた「電子行政推進センター」を設置する。同センターは、第3条に示す基本原則に則り、行政サービス及び行政業務の廃止・統合・簡素化・標準化も含めた業務改革基準の企画・作成・推進を行う。また、ワンストップ化を実現するための行政機関間の調整機能を担う。

第5条(行政CIOの任命と責務) ①内閣総理大臣は、中央省庁、独立行政法人及びその外郭団体(以下、「中央省庁等」という)が、行政サービス及び行政業務処理に情報通信技術を活用して、利用者の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保を実現するための最高情報責任者(以下、「行政CIO」という)を任命しなければならない。

②行政CIOは、電子行政推進会議の指示の下、中央省庁等の情報化計画(3~5ヵ年計画)及び各年の工程表を策定し、公開(以下、「公開」とは、インターネットなど簡便に随時閲覧できる形式で公開することをいう)しなければならない。情報化計画及び工程表には、利用者の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保の観点から評価指標及び目標値を設定しなければならない。

③行政CIOは、評価指標及び目標値に対する成果を年に1度以上測定し、推進会議に報告するとともに公開しなければならない。

④行政CIOは、中央省庁等の情報化投資(情報通信機器やソフトウェア、コンテンツの調達、外部サービスの利用及び関連する調査・研究、コンサルティング

グなど)について、第2項の評価指標及び目標値をもとに投資対効果を測定し、結果を公開しなければならない。また、投資対効果が十分見込めない情報化投資については、これを認めてはならない。

⑤行政 CIO は、CIO を補佐する組織を設け、必要な予算を措置することができる。

⑥行政 CIO は、各府省庁の CIO をメンバーとする会議（以下「行政 CIO 会議」という）を設置し、その座長を務める。行政 CIO は行政 CIO 会議において、情報化計画や重点計画に基づく各府省への指示や状況・成果の確認、府省間の調整、標準化、統一化など、必要な措置をとらなければならない。

第3章 地方自治体における電子行政・業務改革の推進

第6条（地方自治体における CIO の任命と責務）①地方自治体の長は、当該自治体が行政サービス及び行政業務処理に情報通信技術を活用して、利用者の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保を実現するための最高情報責任者（以下、「自治体 CIO」という）を任命しなければならない。

②自治体 CIO は、地方自治体における情報化計画（3～5 ヶ年計画）及び各年の工程表を策定し、公開しなければならない。情報化計画及び工程表には、利用者の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保の観点から評価指標及び目標値を設定しなければならない。

③自治体 CIO は、評価指標及び目標値に対する成果を年に1度以上測定し、公開しなければならない。

④自治体 CIO は、当該自治体の情報化投資（情報通信機器やソフトウェア、コンテンツの調達、外部サービス等の利用及び関連する調査・研究、コンサルティングなど）について、第2項の評価指標及び目標値をもとに投資対効果を測定し、結果を公開しなければならない。また、投資対効果が十分見込めない情報化投資については、これを認めてはならない。

⑤総務大臣は、全国の自治体 CIO の活動を支援するため、次の各項に示す措置をとらなければならない。また、各措置の計画内容、進捗状況や成果、課題などについて、年に一度以上、第4条に示す電子行政推進会議に報告し助言・指導を仰がなければならない。

- 1.（書類の標準化）各種申請書類や添付書類、行政内部の書類などの標準化
- 2.（データ形式や処理手順の標準化）電子的に申請、処理、保管、返信等を行う際のデータ形式、処理手順などの標準化
- 3.（コードの統一）企業コード等必要なコードの統一化
- 4.（地方自治体間連携の推進）上記以外に地方自治体間での連携（地方自治体間や国と地方自治体の間での情報共有、システム共有・標準化など）に必要な施策の推進

5. (地方自治体の取り組み情報などの収集・公開) 各自治体における先進的な取り組み事例(ベストプラクティス)や関連統計情報などの収集・分析・公開
6. (ガイドラインの策定・公開) 以上の内容を含む、地方自治体の電子行政・業務改革推進のためのガイドラインの策定・公開
7. (地方自治体共同利用システムの開発・運用の推進) 民間の技術やノウハウを十分活用し、国民の利便性が高く、地方自治体のコスト負担が少ない、地方自治体共同利用システムの開発・運用の推進
8. (行政効率化等に必要な法改正) 地方自治体が、利用者の利便性向上、行政業務の効率化、行政の透明性の確保を推進する上で必要な法改正
9. (財政面の支援) 地方自治体が電子行政・業務改革を推進うえで必要な財政面の支援
10. (その他) その他、地方自治体が電子行政・業務改革を推進する上で必要な、財政面、人材面、技術面での支援・措置など